

(案)

区域計画の変更の認定申請書

令和 5 年 3 月 1 6 日

内閣総理大臣 殿

愛知県国家戦略特別区域会議

令和 4 年 3 月 10 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「課税の特例措置活用事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和5年3月16日
愛知県国家戦略特別区域会議

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(18) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

（国家戦略特別区域法第27条の5に規定する課税の特例措置活用事業）

① 名古屋市・障がい者芸術活動国内外発信のための国際拠点整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

障がい者アートの中核となる芸術産業の国際的な経済活動拠点を整備し、障がい者の社会活動を推進することで、新たな産業の創出・創業及び雇用の促進を図る。

b) 当該事業が行われる区域 愛知県名古屋市北区黒川本通二丁目40番地

c) 当該事業の実施期間 令和5年4月から令和6年5月まで

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第13条第3号

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

障がい者アートを軸とした拠点の整備により、外国人を含めた最適な雇用環境の整備を図り、国内外の芸術収集家を呼び込むアート観光の促進や、障がい者アーティストの作品や創作活動等の取組の情報を国内外へ発信するプラットフォームの形成を図ることは、創業及び雇用の促進することから、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する取組みと位置づけられ、愛知県における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 あいち芸術福祉株式会社（名古屋市北区）

新旧対照表

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18) 名称：課税の特例措置活用事業</u></p> <p><u>内容：特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例</u> <u>(国家戦略特別区域法第27条の5に規定する課税の特例措置活用事業)</u></p> <p>① <u>名古屋市・障がい者芸術活動国内外発信のための国際拠点整備事業</u></p> <p>ア) <u>活用しようとする課税の特例措置</u></p> <p><u>特定事業を行う一定の株式会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例</u></p> <p>イ) <u>課税の特例措置の対象としようとする事業の内容</u></p> <p>a) <u>当該事業の概要</u></p> <p><u>障がい者アートの中核となる芸術産業の国際的な経済活動拠点を整備し、障がい者の社会活動を推進することで、新たな産業の創出・創業及び雇用の促進を図る。</u></p> <p>b) <u>当該事業が行われる区域 愛知県名古屋市北区黒川本通二丁目40番地</u></p> <p>c) <u>当該事業の実施期間 令和5年4月から令和6年5月まで</u></p> <p>ウ) <u>該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第13条第3号</u></p> <p>エ) <u>特区の目標を達成するための位置付け及び必要性</u></p> <p><u>障がい者アートを軸とした拠点の整備により、外国人を含めた最適な雇</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>[加える。]</p>

用環境の整備を図り、国内外の芸術収集家を呼び込むアート観光の促進や、障がい者アーティストの作品や創作活動等の取組の情報を国内外へ発信するプラットフォームの形成を図ることは、創業及び雇用を促進することから、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する取組みと位置づけられ、愛知県における特区の目標に相当程度寄与する。
オ) 事業の実施主体 あいち芸術福祉株式会社（名古屋市北区）